

レセ電通信歯2026006号
令和8年4月28日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが
できない場合のコメントコードの記録方法等について

令和5年7月19日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」の留意事項について、令和5年8月3日付けレセ電通信歯2023003号「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合のコメントコードの記録方法等について」（以下「3号通信」という。）でお知らせしております。

当初は、医療機関等で使用しているシステムが定型文のコメントコードに対応できない場合を考慮し、3号通信の記の2留意事項の(4)に「コメントコードについて、システムが対応できない場合はコメントコード「810000001」で必要な情報を登録することも差し支えありません。」としておりました。

しかしながら、当該取扱いから2年以上経過していることもあり、また、電子レセプトの処理を正確かつ効率的に行うために、フリーでコメントを記録できるコメントコード「810000001」を用いての情報登録は行わず、定型文のコメントコードを使用して情報登録していただきますようお願いいたします。